



2019年10月29日

沖縄県知事 玉城デニー様

辺野古・大浦湾について
沖縄県による自然を守る制度の設置を求める要望書

公益財団法人日本自然保護協会
理事長 亀山 章

私たちは日本の生物多様性豊かな自然環境の保全に長期にわたり取り組んできました。このたび、米国 NGO ミッションブルーにより辺野古・大浦湾一帯がホープスポット（Hope Spot：希望の海）に認定されました。対象の範囲は、辺野古・大浦湾を中心にした天仁屋から松田までの44.5平方キロメートルの海域です。この認定により、辺野古・大浦湾の生物多様性やそれを育む地形の豊かさが改めて世界的に認められました。

2018年3月24日に沖縄県と当会の共催で実施した「沖縄の財産・世界の宝～辺野古・大浦湾シンポジウム」では、国際自然保護連合（IUCN）のフランソワ・シマール博士から工事の影響を緩和するために新しい海洋保護区を設定すること、その上で地域の住民がエコツアーなど持続可能な形で自然を活かした活動をすることが提案されました。

現在、辺野古・大浦湾では埋め立て工事による自然破壊が進んでいます。工事実施区域の影響が周囲に及ばないよう保護を強化しておくことが必要であり、工事実施区域内で日本政府が自然破壊を止めない現状では、沖縄県の宝である辺野古・大浦湾を守るために、沖縄県によるいっそうの努力が必要です。

沖縄県の権限でかけられる保護の制度として、文化財保護法の天然記念物、ラムサール条約登録を見据えた鳥獣保護法の禁止区域の推進などがあります。チリビシのアオサンゴ群集などの重要な場所については、エコツアー事業者の環境保全利用協定の認定などで持続可能な利用を進めていくことも大切であると思います。

沖縄県が保護の制度を設けて、それを適用し、世界中に大事な海を守るためのさらなる一歩を踏み出していただくことを望みます。私たちはチリビシのアオサンゴ群集、長島の洞窟、大浦川河口などの重要な場所を工事の影響等から守っていただくことを要望します。

参考：

2018年3月24日「沖縄の財産・世界の宝～辺野古・大浦湾シンポジウム」講演要旨集

<https://www.nacsj.or.jp/2018/05/9950/>